

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

|   |   |  |   |   |    |
|---|---|--|---|---|----|
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告<br>(中央創造)                  | 一 | ○測量法に基づく公共測量の実施<br>(用地課)                     | 五 | ○循環器・呼吸器病センターガンマカメラ一式の購入に関する契約の相手方等の公示<br>(経営管理課) | 一一 |
| ○地籍調査の成果の認証<br>(土地水政課)                        | 二 | ○測量法に基づく公共測量の終了                              | 五 | ○がんセンターX線CT装置一式の購入に関する契約の相手方等の公示                  | 一二 |
| ○県庁LANの構成機器貸借及び運用管理業務委託に関する落札者等の公示<br>(IT企画課) | 二 | ○測量法に基づく公共測量の実施                              | 五 | ○がんセンター患者監視装置一式の購入に関する契約の相手方等の公示                  | 一二 |
| ○大規模小売店舗の変更に係る公示<br>(商業支援課)                   | 二 | ○都市計画に関する公聴会の中止<br>(都市計画課)                   | 六 |   |    |
| ○肥料の登録に関する告示<br>(農総研水田農業研究所)                  | 三 | ○越谷駅東口市街地再開発組合設立認可<br>(市街地整備課)               | 六 |   |    |
| ○肥料の登録の有効期間の更新に関する告示                          | 三 | ○さいたま都市計画浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧 | 六 |   |    |
| ○測量法に基づく基本測量の実施<br>(用地課)                      | 四 | ○さいたま都市計画武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧  | 六 |   |    |
| ○測量法に基づく公共測量の実施                               | 四 | ○草加都市計画事業八潮南部西一<br>体型特定土地区画整理事業保留            | 六 |   |    |
| ○測量法に基づく公共測量の実施                               | 四 |  |   |   |    |
| ○測量法に基づく公共測量の実施                               | 四 |  |   |   |    |
| ○測量法に基づく公共測量の実施                               | 五 |  |   |   |    |

地の一般競争入札による処分の公告(八潮新都市建設事務所) 六

○宅地建物取引業法に基づく聴聞  
(開発指導課) 八

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表  
(農総研水田農業研究所) 八

○県道鴻巣停車場線の供用の開始  
(北本県土) 一〇

○開発行為に関する工事の完了公告  
(東松山県土) 一〇

○県道羽生栗橋線の供用の開始  
(行田県土) 一一

○開発行為に関する工事の完了公告  
(杉戸県土) 一一

○がんセンターX線CT装置一式の購入に関する契約の相手方等の公示

## 告示

**埼玉県告示第千四百九十七号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人見沼ホタル保存会

三 代表者の氏名  
福本 美敬

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区大字大牧一四

五九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、ホテルを見沼の自然環境の象徴として取り上げ、身近な生き物が生息できる環境の保全及び再生を図る運動を推進し、ホテルが乱舞する見沼たんぼを活かしたまちづくりを実現することを目的とする。

埼玉県告示第四百九十八号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。  
平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

|            |                  |                    |                 |           |
|------------|------------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期         | 成果の名称              | 調査を行った地区        | 認証年月日     |
| 小鹿野町       | 平成十七年度<br>平成十八年度 | 地籍図 四十二冊<br>地籍簿 一冊 | 長留十二<br>(長留の一部) | 平成十九年十月九日 |

埼玉県告示第四百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量  
県庁LANの構成機器貸借及び運用管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部IT企画課 ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 落札者を決定した日  
平成19年8月7日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 落札金額  
764,200,500円
- 契約の相手方を決定した手続

談合評価一般競争入札  
入札の公告を行った日

平成19年6月12日

埼玉県告示第千五百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマNEW所沢西店  
所沢市林三丁目五百七の二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開閉店時刻  
(変更前) 午前十時～午後九時  
(変更後) 午前九時～午後十時  
来客が駐車場を利用できる時間帯  
(変更前) 午前九時三十分～午後九時三十分  
(変更後) 午前八時三十分～午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成十九年十一月六日

ニ 届出年月日

平成十九年十月二日

三 縦覧期間

平成十九年十月十六日から平成二十年二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
 対し、意見書の提出により、これを述べることができる。  
 イ 意見書提出期間

平成十九年十月十六日から平成二十年二月十八日まで  
 意見書提出先  
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百一号

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成十九年  
 十月一日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

|                      |                 |                  |   |   |
|----------------------|-----------------|------------------|---|---|
| 登録番号<br>埼玉県第<br>六六六号 | 肥料の種類<br>乾燥菌体肥料 | 肥料の名称<br>KIWOOD7 | 保証成分量(%)<br>その他の規格<br>窒素全量 四・〇<br>りん酸全量 三・〇<br>加里全量 一・〇<br>含有を許される有害成分の最大<br>量及びその他の制限事項は公定<br>規格のとおり | 生産業者の氏名又は名称及び住所<br>小岩井乳業株式会社<br>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 |
|----------------------|-----------------|------------------|---|---|

埼玉県告示第千五百二号

項の規定により公告する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平  
 成十九年七月十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

|                      |                    |                      |   |                        |   |
|----------------------|--------------------|----------------------|---|------------------------|---|
| 登録番号<br>埼玉県第<br>五三一号 | 肥料の種類<br>加工家きんふん肥料 | 肥料の名称<br>千成加工家きんふん肥料 | 保証成分量(%)<br>その他の規格<br>窒素全量 四・〇<br>りん酸全量 三・〇<br>加里全量 一・〇<br>含有を許される有害成分の最大<br>量及びその他の制限事項は公定規格<br>のとおり | 登録の有効期限<br>平成二十二年七月三十日 | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所<br>千成産業株式会社<br>埼玉県日高市原宿753番地1 |
|----------------------|--------------------|----------------------|---|------------------------|---|

埼玉県告示第千五百三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年九月二十五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

一項の規定により公告する。  
平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

| 登録番号         | 肥料の種類  | 肥料の名称     | 保証成分量(%)<br>その他の規格  | 登録の有効期限    | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所          |
|--------------|--------|-----------|---|------------|------------------------------|
| 埼玉県第<br>五八九号 | 乾燥菌体肥料 | 乾燥菌体肥料52号 | 窒素全量 五・〇<br>りん酸全量 二・〇<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 平成二十二年十月五日 | 朝日工業株式会社<br>東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 |
| 埼玉県第<br>五九〇号 | 乾燥菌体肥料 | 乾燥菌体肥料62号 | 窒素全量 六・〇<br>りん酸全量 二・〇<br>含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 平成二十二年十月五日 | 朝日工業株式会社<br>東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 |

埼玉県告示第千五百四号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報作成作業)

二 作業期間

平成十九年十月十九日から平成二十

年二月十五日まで

三 作業地域

所沢市、三郷市

埼玉県告示第千五百五号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長藤澤寛から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規

定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

公共測量(二級水準測量)

二 作業期間

平成十九年十月十七日から平成二十

年三月二十一日まで

三 作業地域

上里町、本庄市、深谷市、熊谷市、行田市、羽生市、加須市、大利根町、北川辺町及び栗橋町(利根川上流河川

事務所管内河川区域)

埼玉県告示第千五百六号

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類  
公共測量(二級基準点測量)

二 作業期間  
平成十九年十月三日から平成十九年十二月二十日まで

三 作業地域  
桶川市大字川田谷地内

埼玉県告示第千五百七号

測量計画機関の長である社団法人埼玉県農林公社理事長井上清から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(ほ場整備の基準点測量・地区界測量)

二 作業期間

平成十九年十月五日から平成二十年三月十日まで

三 作業地域

比企郡滑川町大字水房地内

埼玉県告示第千五百八号

測量計画機関の長である八潮市長多田重美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(三級、四級基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年十月十五日から平成二十年三月二十一日まで

三 作業地域

八潮市大字小作田及び大字伊草地内の各一部

埼玉県告示第千五百九号

平成十八年埼玉県告示第千二百六十八号で公示した公共測量(道路台帳補正)は、平成十九年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長鹿野正人から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百十号

平成十八年埼玉県告示第千二百六十九号

で公示した公共測量(道路台帳補正)は、平成十九年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長鹿野正人から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百十一号

平成十八年埼玉県告示第千二百七十号で公示した公共測量(道路台帳補正)は、平成十九年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長鹿野正人から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百十二号

平成十八年埼玉県告示第千二百七十二号で公示した公共測量(道路台帳補正)は、

平成十九年三月二十日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長鹿野正人から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百十三号

測量計画機関の長である羽生市長河田晃明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(二千五百分の一都市計画図作成及び一万分の一空中写真撮影)

二 作業期間

平成十九年九月二十五日から平成二十年三月二十五日まで

三 作業地域

羽生市全域



埼玉県告示第千五百十四号

平成十九年九月十一日付け埼玉県告示第千三百六十九号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

|    |             |                   |                 |                          |          |
|----|-------------|-------------------|-----------------|--------------------------|----------|
| 番号 | 都市計画<br>区域名 | 市町村名              | 都市計画の<br>種類及び名称 | 期日及び時間                   | 場<br>所   |
| 一  | 越谷          | 越谷市<br>吉川市<br>松伏町 | 「区域区分」          | 平成十九年十月<br>十八日午後二時<br>から | 吉川市中央公民館 |

埼玉県告示第千五百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称  
越谷駅東口市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
組合設立から平成二十三年十月三十一日まで
- 三 施行地区  
越谷市弥生町の一部  
越谷市越ヶ谷二丁目の一部  
越谷市越ヶ谷字南町裏の一部

四 事務所の所在地

越谷市弥生町十一番五号

設立認可の年月日

平成十九年十月十六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示板に掲示

八 権利変換を希望しない旨の申し出を  
することができる期限  
平成十九年十一月十四日

埼玉県告示第千五百十六号

さいたま市からさいたま都市計画浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受け

たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百十七号

さいたま市からさいたま都市計画浦和駅第一街区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百十八号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百三十三号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 保留地の位置、地積及び予定価格
- イ 入札物件番号一
- (1) 位置  
八潮南部西一体型特定土地区画

整理事業八〇街区八画地(八潮市大字大原五百三十九番地二外)

(2) 地積

二百二十一・二八平方メートル

(3) 予定価格

四千三百三十七万九千三百六十円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八〇街区一五画地(八潮市大字大原五百三十五番地一外)

(2) 地積

二百六十一・三一平方メートル

(3) 予定価格

五千七百四十八万八千二百円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八五街区一画地(八潮市大字大原四百七十九番地二外)

(2) 地積

千二百九十六・七三平方メートル

(3) 予定価格

二億三千七百三十万五千五百九十円

二 入札物件番号四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八五街区一四画地(八潮市大字大原四百八十四番地一外)

(2) 地積

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業八五街区一四画地(八潮市大字大原四百八十四番地一外)

四百十一・二四平方メートル  
 (3) 予定価格  
 八千六十万三千四十円  
 ホ 入札物件番号五

(1) 位置  
 八潮南部西一体型特定土地区画  
 整理事業八六街区五画地(八潮市  
 大字大原四百六十六番地外)  
 (2) 地積  
 五百六十・四五平方メートル  
 (3) 予定価格  
 九千五百二十七万六千五百円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札  
 に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又  
 は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は

公正な価格の成立を害し、若しくは  
 不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第百  
 五十四号)第十七条の規定による更

正手続開始の申立てがなされている  
 者又は民事再生法(平成十一年法律

第二百二十五号)第二十一条の規定  
 による再生手続の申立てがなされて

いる者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該  
 当し、その事実があつた後二年を経  
 過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又  
 は契約者が契約を履行することを

妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行  
 しなかつた者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する  
 事実があつた後二年を経過してい  
 ない者を契約の履行にあたり代理  
 人、支配人その他の使用人として  
 使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税、法人  
 都道府県民税、法人事業税又は個人  
 事業税)の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一  
 体特定土地区画整理事業保留地処分  
 規程で定める方法により契約代金を  
 支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所  
 イ 期間

平成十九年十一月五日(月)から  
 同月十六日(金)まで(ただし、日  
 曜日及び土曜日は除く。)

午前九時から午後五時まで  
 ロ 場所

八潮市大字中馬場五十二番地二  
 埼玉県八潮新都市建設事務所  
 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一  
 平成十九年十二月七日(金) 午  
 前九時三十分

(2) 入札物件番号二  
 平成十九年十二月七日(金) 午  
 前十一時

(3) 入札物件番号三

平成十九年十二月七日(金) 午  
 後一時三十分

(4) 入札物件番号四  
 平成十九年十二月七日(金) 午  
 後三時

(5) 入札物件番号五  
 平成十九年十二月七日(金) 午  
 後四時三十分

ロ 場所

八潮市大字中馬場五十二番地二  
 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会  
 議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百  
 分の五以上の額(銀行振出の小切手に  
 より納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当  
 する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書による  
 もの

ロ 記載事項を訂正した場合において  
 は、その箇所に押印のない入札書に  
 よるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入  
 札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がし

たもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札  
 書又は記入した事項が明らかでない  
 入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納  
 付した入札保証金の額が所定の率に  
 よる額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者が  
 したもの

チ 他人の代理を兼ねた者がしたもの  
 リ 二以上の入札書を提出した者がし  
 たもの又は二以上の者の代理をした  
 者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の  
 価格で最高の価格をもって入札した者  
 とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書  
 は、埼玉県八潮新都市建設事務所に  
 おいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事  
 務所に電話で請求すること。

ロ 入札に関し不明な点は、埼玉県八  
 潮新都市建設事務所(電話〇四八―  
 九九八―四五四五)に問い合わせる  
 こと。

埼玉県告示第千五百十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十九年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

|       |                    |             |          |                     |                   |
|-------|--------------------|-------------|----------|---------------------|-------------------|
| 聴聞の日時 | 平成十九年十月二十四日午後一時三十分 | 被聴聞者の商号又は氏名 | よしげ屋株式会社 | 被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地 | 所沢市宮本町二丁目二十二番二十五号 |
|       |                    | 代表取締役       | 石井規雄     |                     |                   |

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号  
埼玉教育会館 一〇三会議室

|                    |                               |                   |
|--------------------|-------------------------------|-------------------|
| 平成十九年十月二十四日午後二時三十分 | 株式会社 住研財産コンサルタンツ<br>代表取締役 渡邊清 | 富士見市鶴瀬東一丁目九番二十九号  |
| 平成十九年十月二十四日午後三時三十分 | イー・コマース株式会社<br>代表取締役 狩野勝三     | ふじみ野市亀久保千二百三十九番十四 |

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年九月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年十月十六日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

| 製造事業場等の名称及び所在地                  | 収去年月日                              | 飼料の名称   | 製造(輸入)年・月 | 試験結果の概要 |      |      |      |        |      |           |        |          |      | 備考 |            |          |  |
|---------------------------------|------------------------------------|---------|-----------|---------|------|------|------|--------|------|-----------|--------|----------|------|----|------------|----------|--|
|                                 |                                    |         |           | 粗たん白%   | 粗脂肪% | 粗繊維% | 粗灰分% | カルシウム% | リン%  | 揮発性塩基性窒素% | 水溶性窒素% | ペプトン消化率% | TDN% |    | ME kcal/kg | その他(水分)% |  |
| 株式会社吉岡油糧埼玉第2工場<br>北葛飾郡松伏町大川戸796 | H19.9.4<br>同 左                     | 菓子粉     | 19.9      | 8.6     | 14.9 | 0.6  | 3.1  | 0.24   | 0.13 |           |        |          |      |    |            | 4.9      |  |
| 富士農産株式会社<br>群馬県前橋市鼻毛石町201-1     | H19.9.5<br>小山商事株式会社<br>行田市大字埼玉3351 | オーツヘイ   | 19.9      | 5.2     | 1.4  | 21.3 | 3.7  | 0.11   | 0.15 |           |        |          |      |    |            | 15.9     |  |
| 同 上                             | 同 上                                | ホールフエスク | 19.8      | 5.0     | 1.4  | 30.2 | 4.8  | 0.22   | 0.09 |           |        |          |      |    |            | 14.2     |  |
| 株式会社 KHS 貿易<br>愛知県高浜市具竹町5-2-3   | 同 上                                | イタリアン   | 19.6      | 6.2     | 1.4  | 29.3 | 4.6  | 0.31   | 0.11 |           |        |          |      |    |            | 12.5     |  |



|   |                                       |                     |      |            |           |           |            |            |            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |      |
|---|---------------------------------------|---------------------|------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 三喜精麦株式会社東京支店<br>東京都中央区八重洲2丁目6—15JOTOビル      | 同                                     | カナダチモシーロープレミアム      | 19.8 | 9.0        | 1.8       | 27.2      | 6.4        | 0.27       | 0.17       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 13.8 |
| 双日株式会社<br>東京都港区赤坂6—1—2 国際新赤坂ビル              | 同                                     | アルテアルテラ             | 19.7 | 16.7       | 1.8       | 26.0      | 8.4        | 1.00       | 0.20       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 15.8 |
| 株式会社スエオカハーベスト<br>東京都中央区日本橋茅場町1—12—4         | 同                                     | カナダチモシー No.1        | 19.8 | 4.4        | 1.7       | 30.9      | 4.8        | 0.17       | 0.12       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 12.1 |
| 株式会社ジャパソフアイード鹿島工場<br>茨城県神栖市東深芝2番地11         | H19.9.6<br>IAちちぶ中央配送センター<br>秩父市大野原736 | まつ号                 | 19.8 | 8.5<br>以上  | 2.0<br>以上 | 5.0<br>以下 | 15.0<br>以下 | 3.00<br>以上 | 0.25<br>以上 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 12.4 |
| IA東日本くみあい飼料株式会社赤城工場<br>群馬県みどり市大間々町大間々512番地1 | 同                                     | くみあい配合飼料成鶏用ニューライエツグ | 19.8 | 17.0<br>以上 | 3.0<br>以上 | 5.0<br>以下 | 14.5<br>以下 | 2.50<br>以上 | 0.45<br>以上 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 11.9 |

(注) 1 飼料の名称の欄中の「Ⓢ」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地                  | 収去場所                    | 飼料又は飼料添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称 | 製造(輸入)年・月 | 試験結果の概要        | 備考 |
|---------------------------------|-------------------------|--------------|--------------|-----------|----------------|----|
| 株式会社吉岡油糧埼玉第2工場<br>北葛飾郡松伏町大川戸796 | 同                       | 飼料           | 菓子粉          | 19.9      | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 富士農産株式会社<br>群馬県前橋市鼻毛石町201—1     | 小山商事株式会社<br>行田市大字埼玉3351 | 飼料           | オーツハイ        | 19.9      | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 同                               | 同                       | 飼料           | トールフェスク      | 19.8      | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |

|  |   |   |    |                |      |                |
|--|---|---|----|----------------|------|----------------|
| 株式会社 KHS 貿易<br>愛知県高浜市呉竹町 5—<br>2—3                 | 同 | 上 | 飼料 | イタリアン          | 19.6 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |
| 三喜精麦株式会社東京支<br>店<br>東京都中央区八重洲 2 丁<br>目 6—15JOTO ビル | 同 | 上 | 飼料 | カナダチモシーロープレミアム | 19.8 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |
| 双日株式会社<br>東京都港区赤坂 6—1—<br>2 国際新赤坂ビル                | 同 | 上 | 飼料 | アルファアルファ       | 19.7 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |
| 株式会社 スエオカハーベ<br>スト<br>東京都中央区日本橋茅場<br>町 1—12—4      | 同 | 上 | 飼料 | カナダチモシー No.1   | 19.8 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「**【】**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十月十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

| 路線名    | 供用開始の区間                            | 供用開始の期日         | 備考              |
|--------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 鴻巣停車場線 | 鴻巣市本町一丁目二九二三番地先から同市本町一丁目二八二〇番二地先まで | 平成十九年十月二十二日午前十時 | 延長<br>五一・〇〇メートル |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百二十九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

許可番号

平成十九年十月四日

第一九〇〇七九〇号

二 検査済証番号  
 平成十九年十月十日  
 第一九〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 比企郡小川町大字下横田字寅ヶ谷戸  
 四五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 比企郡嵐山町大字志賀四六七番地三  
 スカイハイツ二〇二

島田 慎一郎

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十九年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成十九年十月十六日  
 埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

| 路線名    | 供用開始の区間  | 供用開始の期日            | 備考              |
|--------|--|--------------------|-----------------|
| 羽生 栗橋線 | 北埼玉郡大利根町大字北下新井字野中二〇六番一地从先から同郡同町大字北下新井字野中一九六番一地从先まで | 平成十九年十月十八日午前<br>十時 | 延長<br>一一・一〇メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成十九年十月十六日  
 埼玉県杉戸県土整備事務所長  
 榎 本 恵 樹

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪字南前二八〇―三、―四  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 蓮田市大字黒浜三五六〇番地一二七  
 中村 達也

一 許可番号  
 平成十九年十月九日  
 指令杉整第一九〇〇九六一号  
 二 検査済証番号  
 平成十九年十月九日  
 杉整第九八六一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。  
 平成十九年十月十六日  
 埼玉県病院事業管理者  
 伊 能 睿

一 許可番号  
 平成十九年九月十八日  
 指令杉整第一九〇一二一〇号  
 二 検査済証番号  
 平成十九年十月五日  
 杉整第九八三一―一号

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十二号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成十九年十月十六日  
 埼玉県杉戸県土整備事務所長  
 榎 本 恵 樹

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九四六―七二  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 東京都武蔵野市境二丁目二番二号  
 株式会社飯田産業 代表取締役  
 兼井 雅史

1 購入等件名及び数量  
 循環器・呼吸器病センター ガンマカメラ一式  
 2 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地  
 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 事務局業務部 埼玉県熊谷市板井1696番地  
 3 契約者を決定した日

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県病院事業告示第二十六号

埼玉県病院事業告示第二十六号

契約者を決定した日

平成19年9月26日

4 契約者の氏名及び住所  
株式会社栗原医療器械店さいたま支店  
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1040番地1

5 契約金額  
146,765,850円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日  
平成19年8月17日

平成19年9月26日

4 契約者の氏名及び住所  
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3-27

5 契約金額  
91,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日  
平成19年8月17日

平成19年9月26日

4 契約者の氏名及び住所  
東芝メディカルシステムズ株式会社  
埼玉支店 さいたま市北区土呂町1-45-10

5 契約金額  
43,428,000円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日  
平成19年8月17日

平成19年9月26日

4 契約者の氏名及び住所  
株式会社栗原医療器械店さいたま支店  
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1040番地1

5 契約金額  
33,593,700円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日  
平成19年8月17日

埼玉県病院事業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県病院事業管理者  
伊能 馨

埼玉県病院事業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県病院事業管理者  
伊能 馨

埼玉県病院事業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十月十六日

埼玉県病院事業管理者  
伊能 馨

1 購入等件名及び数量  
がんセンサー X線 CT装置一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター 事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

3 契約者を決定した日

1 購入等件名及び数量  
がんセンサー 多目的FPD X線 TV装置一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター 事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

3 契約者を決定した日

1 購入等件名及び数量  
がんセンサー 患者監視装置一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター 事務局業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

3 契約者を決定した日

|     |               |      |                         |     |   |   |  |     |  |
|-----|---------------|------|-------------------------|-----|---|---|--|-----|--|
| 発行日 | 毎週<br>火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む。) | 発行者 | 埼玉<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番号<br>〇四八―八二四―二二二―(代表) | 県 | 埼玉県<br>埼玉県報ホームページアドレス<br><a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm">http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm</a> | 印刷所 | 関東<br>さいたま市南区別所三―一―〇<br>〇四八―八六二―二九〇―(代表) |
|-----|---------------|------|-------------------------|-----|---|---|--|-----|--|